平成２２年（フ）第２９号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地116
債務者　呉羽　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３２号
徳島県阿南市福井町森77番地２　市営福井森第１団地102号
債務者　村上フサコ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２３４号
愛媛県東温市田窪2037番地　坂本マンション303号
債務者　水野　史朗
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８８号
北九州市小倉北区高見台６番４―403号
債務者　脇坂　純子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０１号
福岡県中間市中鶴２丁目16番52号
債務者　斉藤耕太郎
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０２号
福岡県中間市中鶴２丁目16番52号
債務者　斉藤美智子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県田川郡香春町大字採銅所4702番地
債務者　奥　　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1378番地の２
債務者　新保　雄太
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９４号
福岡県田川郡糸田町2633番地２
債務者　谷口　里美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９６号
福岡県田川郡香春町大字香春272番地１
債務者　原田美智子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２０号
大分県国東市武蔵町吉広319番地１
債務者　末綱　紀康
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
宮崎市清武町加納２丁目55番地１　フェニックスハイムパートⅢ203号
債務者　熊田原嗣久
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７５号
宮崎市清武町正手３丁目42番地２　プチメゾン清武101号、住民票上の住所宮崎市清武町正手３丁目42番地２　まき商会正手ビル101号
債務者　戸髙　良次
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７６号
宮崎市清武町正手３丁目42番地２　プチメゾン清武101号、住民票上の住所宮崎市清武町正手３丁目42番地２　まき商会正手ビル101号
債務者　戸髙　菊江
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７８号
宮崎市佐土原町上田島1400番地１　市営住宅新町49―１棟５号
債務者　黒岩　　大
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８４号
宮崎県児湯郡新富町大字伊倉275番地１
債務者　日髙美代子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２号
宮崎県都城市五十町1717番地
債務者　中井　淑朗
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部